

河川整備基本方針と河川整備計画 について

目次

- | | |
|------------------|---|
| ・河川整備基本方針と河川整備計画 | 1 |
| ・整備計画策定に向けた進め方 | 4 |

平成20年2月22日

国土交通省 中国地方整備局

1. 河川整備基本方針と河川整備計画

河川法改正の流れ

日本の河川制度は明治29年に旧河川法が制定されて以来、何度か改正を経て現在に至っている。
平成9年には、『治水・利水・環境』の三つにおける総合的な河川制度の整備が制定された。

1896年（明治29年）



治水

近代河川制度の誕生

1964年（昭和39年）



治水

+

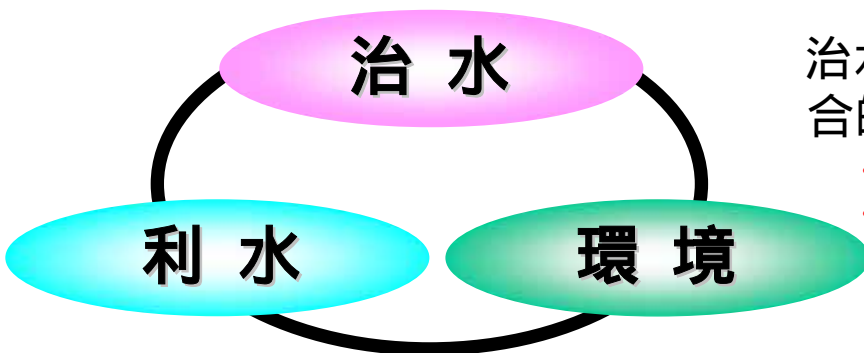
利水

治水・利水の体系的な制度の導入

- ・水系一貫環管理制度の導入
- ・利水関係規定の整備

工事实施基本計画

1997年（平成9年）



治水・利水・環境の総合的な河川制度の整備

- ・河川環境の整備と保全
- ・地域の意見を反映した河川整備の計画制度の導入

河川整備基本方針・河川整備計画

1. 河川整備基本方針と河川整備計画

河川整備基本方針

河川整備基本方針とは、河川整備の基本的な方針(考え方)を長期的な視点で定めたものであり、社会資本整備審議会(国土交通大臣の諮問機関)の意見を聴いて国土交通大臣が定める。

内容

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

- ・ 流域及び河川の概要
- ・ 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
 - 災害の発生の防止又は軽減
 - 河川の適正な利用及び正常な機能の維持
 - 河川環境の整備と保全

赤字部分は資料-3に詳細を示す。

2. 河川の整備の基本となるべき事項

手順

河川整備基本方針の案の作成

意見

社会資本整備審議会(一級河川) 旭川水系の場合

- ・ 第76回 小委員会(H19.9.18)
- ・ 第78回 小委員会(H19.10.3)
- ・ 第31回 河川分科会(H19.12.7)

河川整備基本方針の決定・公表

策定者

国土交通大臣

策定範囲

水系ごと

旭川水系

平成20年1月28日策定

河川整備計画

河川整備計画とは、河川整備基本方針に基づき、今後20~30年に行う具体的な河川整備の目標、河川整備の実施に関する事項を定めたものであり、中国地方整備局長が定める。

内容

1. 河川整備の目標に関する事項

2. 河川の整備の実施に関する事項

- ・ 河川工事の目的、種類及び施行の場所、並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
- ・ 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

手順

河川整備基本方針

河川整備計画【原案】の作成

河川整備計画案の作成

河川整備計画の決定・公表

学識者からの意見聴取

- ・ 明日の旭川を語る会

地域住民からの意見聴取

- ・ 地域と共に明日の旭川を考える会
- ・ 地域住民アンケート調査

地方公共団体の長からの意見聴取

- ・ 岡山県など

地方公共団体の長からの意見聴取

- ・ 岡山県など

策定者

地方整備局長

策定範囲

一定の区間ごと(国管理区間など)

旭川水系

【国管理区間】平成20年度末策定予定

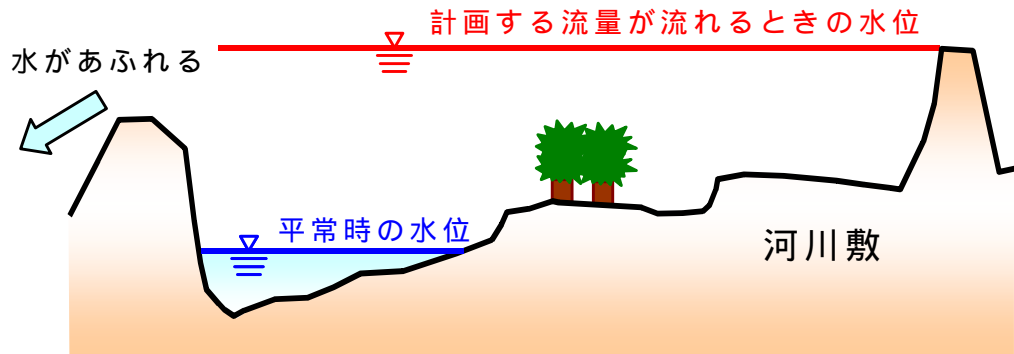
1. 河川整備基本方針と河川整備計画

【河川改修イメージ】

シ]

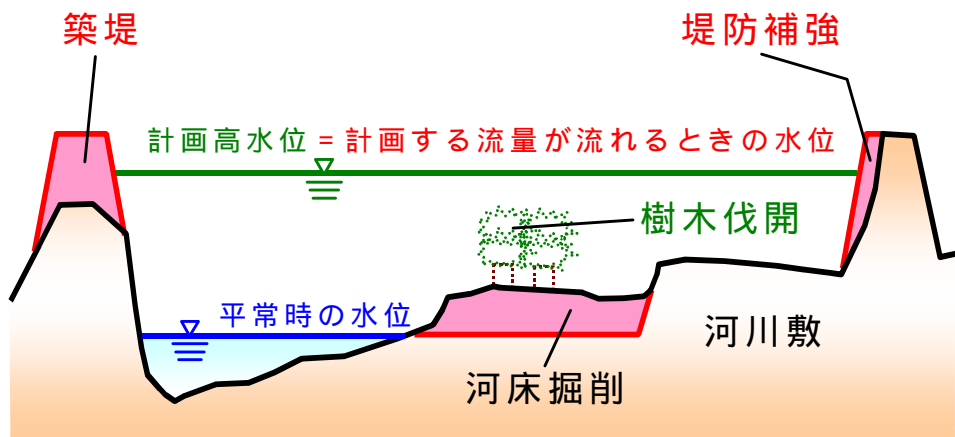
現況河道

計画する流量が流れる時の水位とは：
現況の河川に基本方針で定めた流量が流れた場合の水位



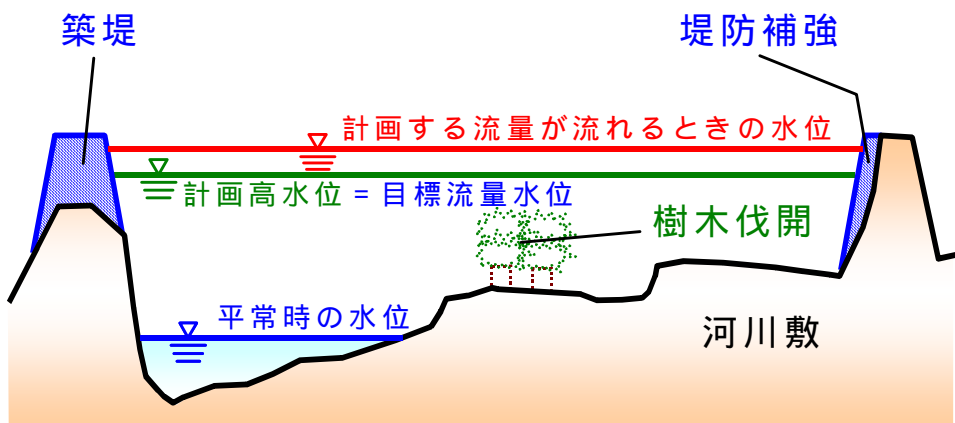
基本方針河道

計画高水位とは：
今後の河川整備により、安全に流すことができる流量に対応した水位



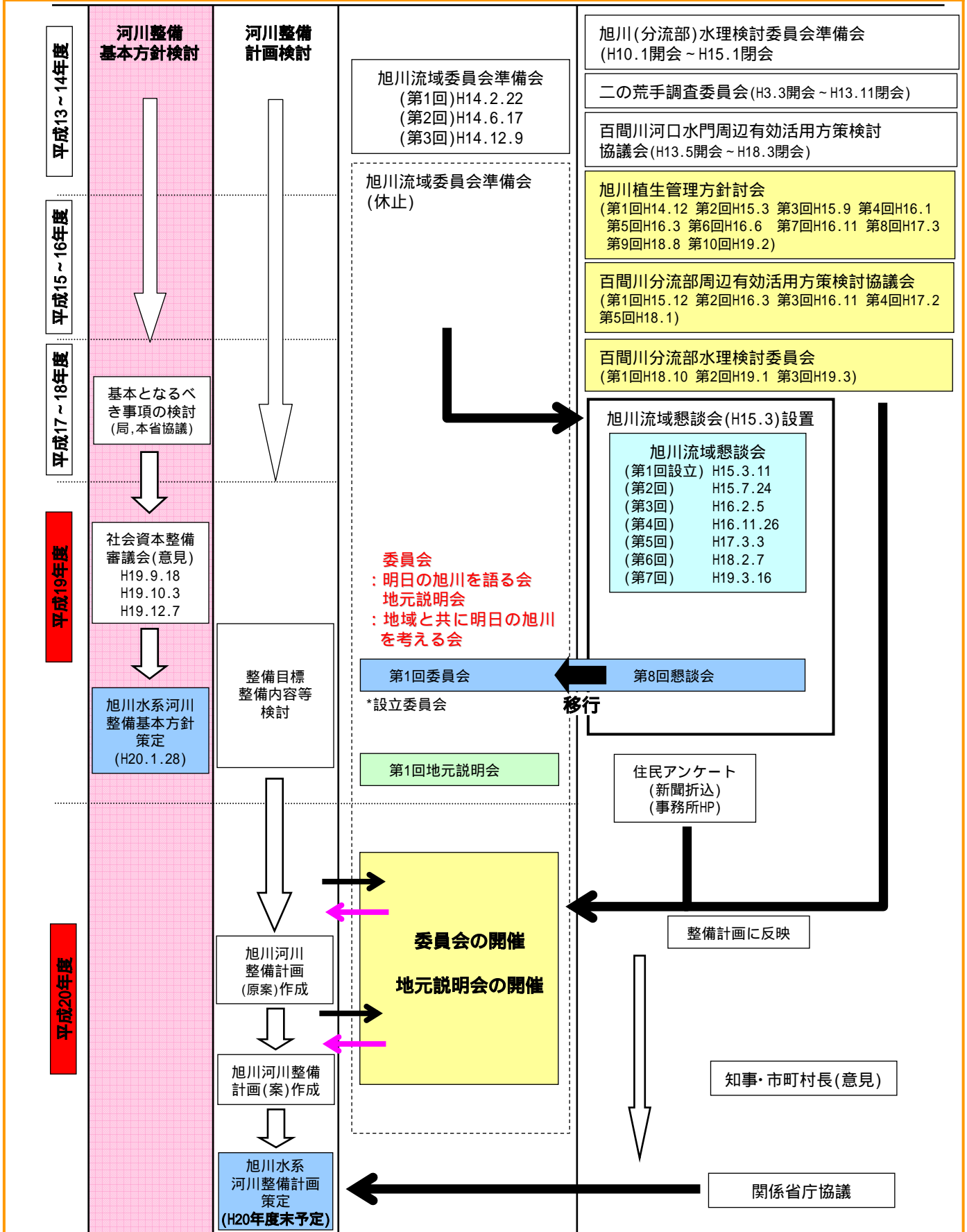
整備計画河道

目標流量水位とは：
今後20～30年の河川整備で目標とする流量に対応した水位



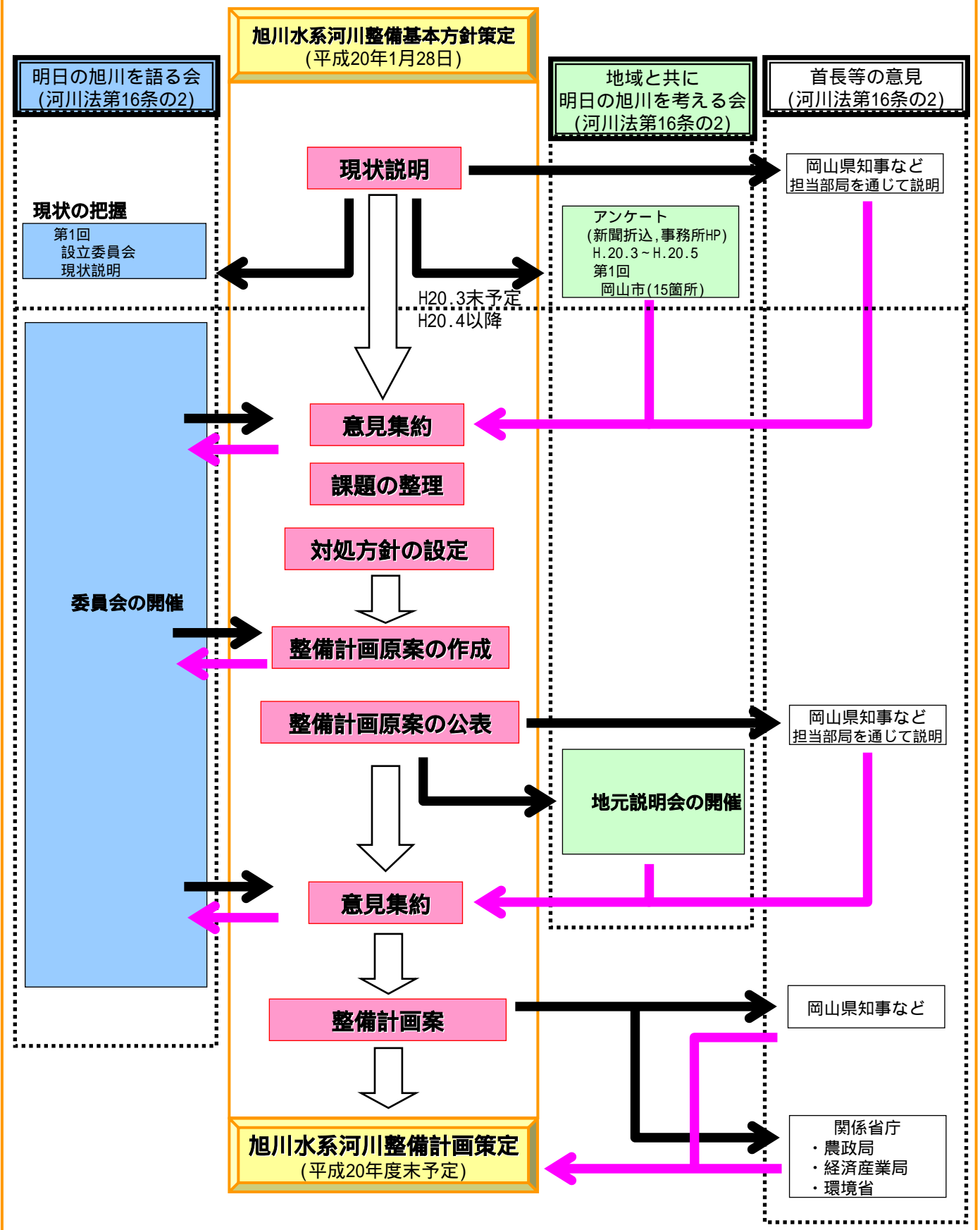
2. 整備計画策定に向けた進め方

【全体総括図】



2. 整備計画策定に向けた進め方

【整備計画詳細図】



2. 整備計画策定に向けた進め方

【意見聴取の方法】

(1) 基本的な考え方

< 意見聴取の対象者 >

- 1) 学識経験を有する者
- 2) 地域住民
- 3) 岡山県知事及び関係市町長

< 意見聴取の手順 >

- ・ 左記それぞれの対象者から個々に実施
- ・ 透明性、公平性の確保に留意

(2) 意見聴取の方法

1) 学識経験を有する者からの意見聴取（河川法16条の2）

学識経験者から構成される「**明日の旭川を語る会**」を設置

- ・ 第1回：平成20年2月22日（ピュアリティまきび）
- 会議は公開とし、岡山河川事務所HPにより情報提供
- ・ 開催前：開催案内、開催後：会議資料、議事録
- 懇談会会場は、岡山市内の公共会議場等を活用

2) 地域住民からの意見聴取（河川法16条の2）

「地域と共に明日の旭川を考える会」の開催

- ・ 岡山市の15箇所で開催（第1回：平成20年2月21日～3月18日）



開催場所	開催日時
1 北公民館 第2講座室	2月21日(木) 19:00~21:00
2 東公民館 2F研修室	2月25日(月) 19:00~21:00
3 旭東公民館 美技室	2月26日(火) 19:00~21:00
4 操南公民館 第2研修室、第1講座室	2月28日(木) 19:00~21:00
5 富山公民館 第2講座室	2月29日(金) 19:00~21:00
6 旭公民館 第2講座室	3月 3日(月) 19:00~21:00
7 高島公民館 第1、第2講座室	3月 4日(火) 19:00~21:00
8 上南公民館 集会室	3月 6日(木) 19:00~21:00
9 福浜公民館 第2研修室、第1講座室	3月 7日(金) 19:00~21:00
10 岡山ふれあいセンター 第1研修室	3月 9日(日) 15:00~17:00
11 北公民館半荘分館 広間	3月13日(木) 19:00~21:00
12 岡南公民館 中講座室	3月14日(金) 19:00~21:00
13 中央公民館 第5ホール	3月15日(土) 15:00~17:00
14 東山公民館 第1、第2講座室	3月17日(月) 19:00~21:00
15 岡輝公民館 第1、第2講座室	3月18日(火) 19:00~21:00

アンケートの実施等により広く積極的に意見を聴取

- ・ 岡山河川事務所HPや新聞折込で配布（平成20年3月～5月予定）

3) 岡山県知事及び関係市町長からの意見聴取（河川法16条の2）

河川整備計画原案や案に対する意見聴取など適宜実施

3. 整備計画策定に向けた進め方

【地域住民アンケート】

(1) アンケートの実施方法

1) 目的

旭川水系(国管理区間)の現状と課題、および、河川整備に対する地域住民意見を幅広く聴取

2) 配布方法と配布数

- ・ **新聞**への折込：約17万部(岡山市)
- ・ 小中学生を通じた**保護者**への配布：約4万部(岡山市)
- ・ 公共機関等への常設：国交省事務所、岡山市役所、公民館等

3) 実施時期

- ・ 平成20年3月～5月

(2) アンケートの内容

以下の項目について、**現状の印象** **現状の課題** **対策方法**の順序で問うとともに、自由意見として、整備計画全体を通しての意見や要望を記述していただく。

- ・ 治水について
- ・ 水利用について
- ・ 河川環境について
- ・ 維持管理について



旭川水系
河川整備計画
旭川水系の川づくりに関するアンケートにご協力ください

旭川水系では、国管理区間を対象として、今後20～30年間に具体的な河川整備の内容を示す「河川整備計画」をとりまとめます。河川整備計画には、皆さまのご意見を反映させたいと考えています。皆さまの貴重なご意見をお寄せください。

なお、本アンケートの結果は、上記の目的以外には一切使用しません。

旭川流域の概要

旭川は真直市真山の朝崎嶺ヶ山(1,081m)に源を発し、途中、新庄川、目木川、備中川、宇甘川を合流し、岡山市三野で百間川を分派した後、児島湾に注いでいます。

流域面積：1,810㎢
幹川流路延長：142km
流域内人口：約34万人
想定はん濫区域内人口：約45万人
流域内市町村：3市4町1村(岡山市、真庭市など)

ご記入にあたってのお願い

- ご回答は速行のばきにご記入ください。
- ご記入済みの場合は、切り取って平成20年3月末日までにご返函ください。(必ずしも必要です。)
- なお、本調査に関するお問い合わせは、下記までお願いします。

お問い合わせ先
国土交通省中国地方整備局 岡山河川事務所 調査設計課
〒730-0004 岡山県岡山市東区1-10-1 TEL:086-222-6401 FAX:086-222-7034
E-MAIL:okawa@okawa.mhl.go.jp URL: http://www.okawa.mhl.go.jp